

シュメール都市国家ラガシュにおける

神殿の社会組織について

——割当地保有者をめぐって——

山 本 茂

【要約】 シュメール神殿経済の古代西アジアの経済発展におよぼした影響は、測りしれないほど大きい。しかしながら実際にシュメール経済を研究せんとする場合、神殿経済の細部にわたって多方面な記録を残しているのは、ラガシュのバウ神殿しかない現状である。そしてこのバウ神殿文書は既にA・シュナイダー及びP・A・ダイメルによつて一応の整理がなされており、最近の欧米の研究書においてもこの二人の業績はシュメール社会・経済研究の権威とされており、古代西アジアの社会・経済の研究は、新らしく史料の出土したスチヤパレスチナなどに向つてゐる。ところがどの時代、どの民族にあつても神殿経済は重要な意義をもつており、そのような研究に当つて改めてシュナイダーらの業績が参照されるのが常である。新しい材料に恵まれない我々にとつては、我々の手にしうるラガシュ出土の楔形文字史料によつてシュメール経済を分析することが、古代西アジア社会の研究に近づく、最も妥当な道の一つであると思つた次第である。

はじめに

周知のようにシュメール社会はエジプトと共に、その歴史を知りうる最も古い社会である。両者は紀元前四千年紀に、相前後して文明社会を形成したといわれる。ヨーロッパや中国など一般によく知

られてゐるとの古代社会とも隔絶したこの年代は、この社会が普通の歴史的方法では把握されない原始的社会であるとする錯覚に導くかも知れない。しかしながら我々は南部メソポタミアにおける二千年に及ぶ連続的な社会発展の結果として、紀元前二千四百年頃に、豊富な文書を伴う最古の歴史社会が出現してゐたことを忘れてはな

るまい。最近におけるシュメール先史ならびに原史考古学の目覚ましい発展に従つて、シュメール学者の関心もまた過去に遡る傾向があるのも、この社会の性格を歴史的に説明しようとする動きを示すものであるといえるであろう。けれどもまた、豊富な経済文書を出す、最古の歴史時代である都市国家時代末期のシュメール社会を、古代西アジアの多彩な歴史的發展の、文獻的に辿りうる最古の起点として考察の対象に選ぶとき、研究は未だその緒についたばかりであつて、多くの問題が再検討を待つてゐる現状である。従つて今日改めてシュメール都市国家の社会・経済の歴史的研究という課題を取上げることには、なお十分な理由があるといわねばならない。

このような研究段階にあるために、今日もなおシュメール都市国家研究のための基本的文献として知られてゐるのは、一九二〇年のアンナ・シュナイダーの論文「シュメール神殿都市」^①と、一九三一年のP・アントン・ダイメルの「ウルカギナ及びその前任者達の時代のシュメール神殿経済」^②の二大論文しかない現状である。我々の研究もまた、新しい考古学的・言語学的研究の成果に注意を怠つてはならないと同時に、これら先学の基本的業績の再検討から始める労力を惜しんでならないであろう。本稿ではこの時代の種々な社会・経済的研究課題のうち、特に神殿の社会組織について考えようと思う。そこで始めに神殿経済の意義について若干説明してお

きたい。

既に広く常識化してゐるように、シュメール都市国家は、幾つかの神殿組織を構成単位とする複合都市であつたといわれる。シュメール都市国家の社会・経済の研究が、常に「神殿」都市乃至「神殿」経済についてなされるのも、この時代には全都市経済において神殿経済の占める地位が圧倒的な重要性を示していたからに他ならない。シュナイダーが指摘したように、シュメールを含む全バビロニア社会の楔形文字経済文書には、(a)神殿経済文書即ち神殿の管理運営上の記録、(b)都市支配者及び統一国家の君主の経済記録、(c)私的契約文書即ち私人の売買記録、の三種の文書があるが、それらは夫々神殿経済、都市支配者乃至帝王の経済、私的経済、という三範疇の経済の存在を示している。我々が問題にしようとする最古の歴史時代にも、既にこれら三種の経済文書は、いずれも出土してゐるが、なかでも神殿経済文書は圧倒的に豊富であつた。しかるにバビロン第一王朝時代（西紀前一八三〇年から同一五三〇年まで）になると、私的契約文書が遙かに数を増し、私的経済が重要な地位を占めるに至つたことを示している。神殿経済は全バビロニアの経済的發展に對して、常に基礎的な役割を演じていたことはいふまでもないが、シュメール都市国家時代には、特に支配的な役割を演じていたことが、このことから推察されるであろう。

他方最近の考古学的研究の成果によれば、先史時代の農耕村落に
おいても、原史時代の都市形成期においても、シュメールの地に形
成された社会は、常に神殿を中心として発展していた。^① 歴史時代の
神殿組織が、このような先史時代の神殿に違い原型を有することは、

神殿の構造や祭神の性質の発展の段階を跡づけることによつて推
定されている。^② 従つてその発展の過程においては、神殿組織が、ジ
ャロブセンの所謂「原始民主制」 Primitive Democracy をともな
う、独立した政治社会であつた時期もあつたかも知れない。^③ しかし
何れにせよ、都市国家時代の末期には、神殿組織は、既に百年を越
える世襲王朝を形成していた都市王権の支配下にあつて、従属的な
社会・経済・宗教・軍事組織としての機能を果たすに過ぎなかつた。
それにも拘わらず此の時期の神殿経済が特に重要な役割を演じてい
たのは、原始的な共同組織としての性格を、後のどの時代よりも、
濃厚に保持していたからに他ならない。

観点を換えて言うならば、シュメール神殿組織は先史時代のある
時期から、既に氏族社会などの血縁社会を超越えた地縁的な社会組
織として発展したらしい。^④ それは最初から単なる宗教団体ではなく、
それ自身自足的な生産組織でもあつた。しかもこの組織が、歴史時
代の南部メソポタミアに一大灌漑農耕社会を形成する社会的・経済
的基盤となつたのであるから、神殿組織の研究がシュメール都市研

究の主流をなしたことはけだし当然であろう。神殿経済の意義につ
いては、以上述べたところによつて、ほぼ明らかにしたと思つたの
で、次に神殿の社会組織の研究が神殿経済制度、特に土地制度との
関連において問題となつてくる理由について述べようと思つた。

一 神殿領と神殿所属民 (Gin) —

——土地制度と社会組織の関聯をめぐつて——

神殿にはそれに所屬する土地と人民があつたといわれる。事実ラ
ガシュ都市国家時代の最後の支配者、所謂改革王ウルカギナの時代
には、バウ神殿の神殿領が、神殿の祭神バウ女神の（所有の）耕地
Gin (Gin) と記録され、また神殿所属民がバウ神の（所
有の）人 In (In) と呼ばれていた。^⑤ 神殿領が神殿の蔽
重な管理下にあつたことは、検地記録の末尾に最高の神殿管理人ヌ
ーバンダが「検地した」 nu-ba-da とあることによつて確かめられる。
もつとも、土地にせよ人にせよ、ウルカギナ王の前の二人の支配者
の時代には、それらはバウ神殿の最高司祭である都市支配者の妻の
（所有の）人或いは土地と呼ばれていた。都市国家時代末期の趨勢
としては、此の方が常態であつたかも知れない。このウルカギナの
前の時代のフォーミヌラが、都市支配者の妻の資格において作られ
たのか、あるいは神殿の最高司祭の資格において書かれたかは不明
である。ただ実際の耕地の管轄地域がウルカギナ時代のバウ神殿領

とほぼ同じであることは注目されねばならない。何れにしてもウルカギナの改革において、前例を廃して、耕地や人々の所有者として、支配者の妻の代りに、神の名をもつて来たことは、支配者も侵すことの出来ない共同組織としての神殿の地位の再確認として、注目されねばならぬし、また逆にエンエンタルヂ及びルーガルアンダ時代の呼称に端的に表れているところの、ウルカギナによつて改革された旧制度は、都市国家時代の最後の時期には、神殿組織が現実には都市王権の下部組織となり、王家の家産と分ち難く結びついていたことを示すものとして、非常に重要な意義をもっている。しかるにこのような改革があつたにもかかわらず、神殿の土地制度や社会組織そのものに関して、改革の前後に目立つた変化は見られない。以下土地制度の考察に當つて一括して記述しうる所以である。

神殿の検地記録に記載される土地は、すべて次の三つの範疇に区別されている。(1) *gan nig-er-na* (2) *gan kur-er-a* (3) *gan unu-lai* この三範疇の意味はダイメラらによつて次のように解釈されている。即ち(1)は神殿自身の需要のために、神殿所屬民によつて耕作される、神殿の直轄地である。(2)は、割当てられた土地の利益権が(神殿)従事人 *Betriebspersonal* (*des Tempels*) に対して、その職務遂行の報酬として与えられる土地であつて、フランクフォートはこれを割当地 *allotments* と呼んでゐる。(3)は地代が支払われる小作

地乃至託営地である。これら三種の神殿領の耕地については、中原教授の論文「シュメール都市国家時代の神殿領の研究」に詳しい。

これらの神殿領の他に、神殿の所有乃至管理から分離独立した耕地があつたかどうかは、現在のところ明確に断定することは出来ない。シュルツバーク出土の文書の中に一般人の耕地の売買記録があること、及びラガシュのエンシ、エンテメナの、*アツダ*神殿のエンリル神 *En-ri, ba-da* への土地寄進記録のなかに、その父の同じくラガシュのエンシであつた、エンアンナトゥムの耕地 *gan En-ana-tum* が含まれていることなどは、私有地があつた証拠と見られやすい。数少ないシュルツバーク文書の中に、幾つもの耕地売買記録があることは、ラガシュにおいて、宅地に付属した土地以外の耕地が、私人間に売買された記録が全く欠けていることと対照的であるが、その意義については軽々しく断定することは出来ない。一方エンアンナトゥムの耕地が必ずしも神殿領から独立したものと云えないのは、エンシや神殿の最高司祭 *sang* のための土地が、神殿の直轄地 *gan nig-er-na* のなかにあつたからである。即ち都市支配者のための土地は、彼がルーガル(王)と称した場合でも、エンシ(僧王 *Priest King* と管ては訳された)と称した場合でも、同じように、エンシの割当地 *kur-er-a* 或いはエンシの耕地 *gan ensi* として、その妻が最高司祭である、ハウ神殿領の *gan nig-*

ana)の中にあつたことが記録されているのである。他方ルーガル
 アンダの治世四年の日付のある、後のウルカギナ時代にバウ神殿領
 となつた幾つかの gan nig-en-na に関する耕作記録において、三分

の二は kur-ensi-kam (エンシのクルの分)であるが、残りの約三分
 分の一が、^⑧バルナムタルラ所有の耕地 gan-u-rum Bar-nam-tar-ra
 と記してある例がある。従つて都市支配者たるエンシが、都市の主
 神殿の最高司祭としての地位を保つていたとすれば、その神殿領の
 直轄地の中に、バウ神殿領におけるバルナムタルラの場合と同じよ
 うな所有地を持つていたに違いない。しかもそれらの土地は決して
 エンシやその妃の個人的な私有地になりきつてはいなかつた。例え
 ばそこで収穫される穀物は、ウルカギナ時代と同じように、神殿所
 属民や奴隸への給付、神殿所屬の家畜の飼料、神々への捧物などと
 して支出されていたし、^⑨直轄地、割当地、託管地の三範疇の在り方
 にも変化はなかつた。従つて直轄地を支配者達の土地と称している
 場合も、実質的には之を神殿領の一部と見てよいであらう。エンテ
 メナの記録にあるエンアンナトムの土地もこのようにして神殿領
 と関係づけられるべき土地であつたかも知れない。

何れにしてもエンシの土地がバウ神殿領の直轄地の中にあつたこ
 とは、都市支配者の経済が神殿経済の上位にあつたことを如実に示
 すと共に、彼等が目指したのは寧ろ神殿組織を全体として自己の支

配・管理下におくことであつて、王領を分離独立させることではな
 かつたことを暗示していると考えられる。

次に割当地 gan kur-ra に目を移すと、kur- の保有量は既に上
 下の間に相当な懸隔を生じていたことが注目される(第一表参照)。
 最少の単位保有量は、或る検地記録に見られるように、一イクター
 (三五・二八アール)であるのに対して、最高の神殿管理人 nu-banda
 のエニガルのごときは、ルーガルアンダの治世四年には、三つの領
 田に互つて合計一三八イクター四分の三の割当地を保有していた。^⑩こ
 の人物はウルカギナ王の治世二年のシャグガ・トゥル領田内の割当
 地においても、他の者よりも遙かに多い四三イクターの保有量を有し
 ており、大工や籠細工師などの職人 ^{ギシユ、キシテ} ^{ウシ、ウシテ} が一イクターしか保
 有していないのと、顕著な対照をみせている。託管地には割当地は
 どの不平等はないが、やはり相当の懸隔がある。

託管地はとも角として、無償で神殿従事人に割当てられたという
 gan kute-ra のあいだに、このような不平等があつたことは、この
 不平等にも拘らず、これ等の割当地保有者が、地位の高い者も低い
 者も、平等に運河開鑿の賦役に出ているという注目すべき事実と共に、
 既にシュナイダーによつて指摘されていた。それにしても原始
 的な共同組織と考えられやすいシメール神殿組織のなかに、この
 ような土地保有の不平等が出現していたことは、我々の注意を神殿

第一表 STH. I. 38 シェシュ・ドウ・ア田の kurg-ki-a の検地記録

面積	人名	職名	備考
* 54	Šeš-lú-dùg		
* 38	É-me-lám-sir		
* 48	Inim-ma-ni-zi		
* 6	Ur-sag	šub-lugal-me	
* 36	Dam-dingir-mu	uku-uš	
* 18	Ur-dam		(íú-šu-gíd)
? 18	Lugal-maš-zu		(engar ?)
? 12		sipa-ama-gan-ša	
* 4¼	É-ni-ga-sir	šu-ḥa-a-dùg-ga	
? 2	Nin-gin-zi	ri-ḥu	
* 4	Dingir-šeš-mu		
* 4	Lu-tar-ri-ne-gi	utul	
* 2	Ur- ^a Dumu-zi	[sipa-gud]	
? 8		simug	giš-kin-ti
? 6		nagar	"
? 7		ašgab	"
? 4		ad-kid	"
? 4¼		túg-duš	"
? 2		sakan-kešda	"
* 2	É-dug ₁ -nun-sà		
* 2	En-zi	edin-me	"
* 8	Ur-šul	ašlag	"
* 26	En-ig-gal	nu-bànda	
? 6	Maš-dù		
* 6	A-ba-di		
* 6	En-bi	dub-šar-me	
* 6	En-nanga-ri	lú-e-níg-ka	
* 6	Amar-kiš ^{ki}		
* 4	ḥa-ma-ti		
* 4	Šag-nin-gir-su-da		
* 4	Šeš-kur-ra		
* ?	[Lugal-] mu	ḥardim	
* 4	En-na-ud-mu		
* 4	Šeš-tur	lú-IGI-LAGAB-me	
* 4	Šag ₁ -gá	gúb-nita + kíd	
* 2	^a Nin-gír-su-lú-mu	sukkal	
* 2	Ur-duš	súl-duš	
* 2	En-kug	REC. 334	
* 6	Ni-ni-pi-ni	lú bappir	
* 6	Sá-utu		
* 4	Ur- ^a Nin-šar	uku-uš-me	
? 16	?	?	
? 4	?	?	
? 4	?	sipa-?	
× 18	Me-an-ni-si	šeš-mí	
× 96	En-gir-na-sum		

*印は第一種のシェバ表に出て来る者、?印はそう断定できない者、×印は出てこない者。面積単位はイクル。

所屬民の構成に対してひきつけずにはおかない。ここで我々はいよいよ、所謂神殿所屬民のうち、神殿管理下の割当地を与えられた者はどういう身分の者であつたかという問題に逢着する。そこで先ず此の問題に関するシュナイダーの見解を引用してみよう。

「Ingen-na-Land のほかのすべては、一部は Kur-Land として、他の一部は urru-tal-Land として神殿所屬民 Tempelleute に与えられた。後者に対しては年々地代が支払われねばならなかつた。これら神殿所屬民とは、種々の社会的・職業的階級に属する人々、即ち自由人、半自由人、奴隸、僧侶、管理役人、商人、職人、漁夫、水夫、兵士などの……人々である。彼等は最後に E-pa-ti-ne 即ち「パウ女神の人々」として一括されていた^④。土地の分前を与えないのは奴隸だけであつた。しかも「奴隸の数は比較的少数であつた。神殿経済において彼等は主として果樹園労働や運搬のごとき二、三の職業に携わるだけであつた。男奴隸を教において凌駕する女奴隸は、料理場・醸造所・倉庫・豚小屋における下働きとして、また女運搬人として、特別な多数では紡ぎ女及び羊毛処理者として働いた。他のあらゆる職業においては、その地区(即ち神殿地区)に所屬している人々、即ち土地の分前をもらつている人々に出会うのである^⑤」。自由人はすべて、高位の職にある者も下級の職にある者も、自分達の土地の分前を授けられたというのである。そしてこ

のような土地保有自由人は、「貴族」を含めて、全部運河開鑿の賦役に召集されたことをシュナイダーは特に強調している^⑥。

神殿所屬民及び彼等と土地との關係についてのシュナイダーの考え方は、筆者の知る限りまだ根本的な批判を受けていない。それどころか一九五一年には H・フランクフォートが此の考え方を全面的に踏襲し、敷衍している。彼は奴隸の存在を少数であるとして、ほとんど例外的存在とみなしている。そしてすべての市民に割当地を与えられ、且つ一イクターの土地でも数人の小家族を養うことができたのであるから、シュメール都市国家には万人平等の原則が実現されていたと考へる。この平等主義精神こそシュメール都市国家が、他のどの古代社会にもその比を見ない特色であるというのである^⑦。このようなシュナイダー、フランクフォート流の見解が、土地制度の三範疇論とともに一般のシュメール社会観を代表していると考えて差支えないであらう。

しかし事實はそうではなかつた。シュメール神殿経済の下級労働力としての奴隸は、当時の社会にあつては決して異質的な外部労働業に限られていたのではなかつた。またシュナイダーが自由人と考へた者の全部が土地の分前を与えられていたのでもなかつた。他方託管地の受託者の中には、割当地保有者でない者や奴隸身分の者が

相当教含まれている。この考え方に以上のような誤りがある以上、神殿所屬民の分析は、割当地保有者を中心として、再検討されなければならぬのは当然であろう。

二 割当地保有者層の限定

シュナイダーの断定が、右に指摘したような誤りと混乱を招いたのは、結局神殿所屬民の一つ一つの社会層についての分析が不十分であつたからである。従つてここでは主として割当地保有者についてのみ考察し、他の階層はそれとの関連において問題になる範囲に限つて論ずることとする。そこでまづ神殿組織のなかの一社会層としての割当地保有者層を限定することから始めよう。

神殿文書のうちで、広範な社会層を包括する記録を求めようとするとき、誰しものがまず取上げるのは、大妻給附表 *se-ba* である。この記録が神殿所屬民の分析の基礎となりうるのは、第一に毎月乃至年に数回定期的に給附されたために、連続的な変化を迎る基礎が提供されるからである。第二にこれら数種の定期大妻給附は、幾つかの社会層に分けて記録されているために、社会層の分析に不可欠の資料を提供するのであるが、更にそれらの総計はパウ神殿に所屬する、奴隸を含めた所謂神殿所屬民の、少くとも相当部分を包括すると考えられるからである。第三に、そこには給附される者の人名・

職名の記載があるから、多種類の断片的な文書の間に関連を認めうる基礎が見出されるからである。シュナイダーの神殿所屬民の分析が不十分であり、そのために誤りと混乱を招いたのは、史料操作の面からみれば、職名だけしか考慮に入れなかつたからであるから、大妻給附記録の整理に際しては、人名をも整理の対象に入れねば意味がないであろう。

定期大妻給附記録には次の四種がある。

(1) *se-ba lu kure-dab-ba-na* 即ち *kure* にたてられた人々に対する大妻給附。

(2) *se-ba igi-nu-dus ni se-dub-as-as* 即ち菜園・果樹園、及び職人の下で働く労働者 *igi-nu-dus*、運搬人、及びこれらの者のように

監督者の代表受取によるのではなく、# 個々のタブレットにおいて *(sā-dub-as-as)* 給附される者への大妻給附。

(3) *se-ba seme dnuu* 即ち女奴隸とその子供達への大妻給附。

(4) *se-ba lu TUR-TUR-tane* 即ちエンシの子供達に所屬している者達への大妻給附。

このうち(4)は、支配者の私的世帯の規模や、それと神殿組織との関係などについて多くの興味ある問題を提供するのであるが、神殿組織の社会層としては(1)(2)(3)を合せて小型にしたようなものであるから、一応考慮の外におくことにする。

これらの大妻給附が、どのような原理に従つて、分割して記録されたかについてはなお問題があるのであるが、それに關しては後で多少ふれるとして、割当地保有者を一つの社会層として扱えようとする我々の目的に關連して、特に注目し値するものは、いうまでもなく第一種の大妻給附である。というのは *Iu kuru-daba* の *kuru* は、前節に述べた神殿領の三範疇のうちの割当地 *gan kure-ri* の *kure* だからである。そこで此の種の大妻給附記録を整理して、我々が確認しようとする土地保有者層の限定の手掛りとした。この整理にあつては、種々の細かな技術的な問題があるが、ここでは同名異人の取扱ひについて一言するに止める。一つの文書において、異なる職名に同名の人物が出てくる場合は別人と考へて間違ひない。同じように一つの文書のなかで、同一職業に同名異人がある場合には、普通二人目の者を「二人目の某」 *X-min-kama* として区別する習慣があるから問題はない。しかし何枚もの *ga-ba* 表を整理する場合のように、数年に亙る記録を取扱うときは、同一人の職名の変更や、同名の別人による相続の問題も考慮に入れねばならない訳である。けれども当時の神殿組織における職業分化の進行状態や、息子が父と同じ職業につくときも、父とは全然關係のない名前で父の仕事を継いでいる例があることなどから、*ga-ba* 表の整理に際しても、原則的には職名の異なる場合は別人、職名の同じ場合はテキス

トに区別がしてない限り同一人と判断してよいと考へる。ただ關連職業間の職名の、下級から上級への移動などは十分ありうることであるが、それを確認するための材料がないので、このような点に關しては将来の補正に俟つよりほかはない。その他、名前や職名のどちらかが破損していたり、また記載されていないことがあるような場合の取扱ひについても多少問題が残つてゐる。兎も角もこのようにして、筆者の手許にある十一枚の *ga-ba Iu kuru-daba-ne* を整理して、人名表を作成した結果が第二表である。

ところで重要なことは、此の第一種の *ga-ba* 表に記載されている者は、全部確かに *Iu kuru-daba* であると断定出来ることである。というのは第二種及び第三種の *ga-ba* 表には、末書に明記された夫々の社会層に属しない者の人名が現われることがあるのであるが、第一種の *ga-ba* 表では、ときに「監督」*ne-ta* と指示されている者も自分の *ga-ba* を受取つてゐる。従つてウツラも、彼によつて代表受取される人名の出ない者達も、共に *Iu kuru-daba* として *ga-ba* を受取つていたと考へなければならぬ。そこでこの表に出る者全部を一つの社会層として考へることが可能になつてくる。

ここで論点はいよいよ彼等が、我々が問題にしている割当地保有者であるかどうかという問題に移行する。幸い検地記録には割当地保有者の人名・職名が記載してあるのが常である(第一表参照)か

第二表 še-ba lu kurs-dabs-ba による人名表

人 名	職 名	(1) I.	(2) U.en.	(3) U.lu.	(4) "	(5) III-1	(6) III-3	(7) III-4	(8) III-?	(9) ?-11	(10) VI-6	(11) VI-10
Šeš-lu-düg	šub-lugal	4c13	4c14	4c16	4c14	4c14	4c14	4c14	4c14	4c20	4c21	4c16
E-me-lam-sir	"	4c10	4c10	4c9	4c9	4c6	4c7	4c7	4c6		4c20	4c15
Inim-na-ni-zi	"	4c12	4c12	4c12	4c12	4c12	4c12	4c12(?)	4c13		4c27(?)	4c17
Ur-sag	"		1	1	1					4c18		
Ur- ^a Nin-šar	"			1								
Ka-ka	"			4c17	4c13	4c17	4c17	4c17	4c17			
gab-ra-ni	"			1		1	1	1	1			
Ú-ú	"			4c10	4c11							
Ur- ^a Su-nir-da	"			4c16	4c14	4c16	4c16	4c16	4c16	4c17	4c26	4c17
E-ram	"					4c10	4c10	4c10	4c10			
Dam-dingir-mu	"									4c20	4c14	4c14(?)
?	uku-uš	1										
Dam-dingir-mu	"	4c?	4c12	4c14	4c12	4c14	4c15	4c15	4c14			
Sá-utu	"	1	1		1							
Ur- ^a Nin-šar	"		1		1							
Amar-ki	"			4c20		4c20	4c20	4c20	4c20			
?	"	4c12										
Ningir-?-zi	"	1										
Lugal-ikisal-a-du	gubur-rim											
Gir-nun [-ki-düg]	"			4c6		(+)4c*6	4c6	4c6	4c7			4c7
En-lá	ri-gu-me	6	7		7	6	6	6	7	4	4	4
Á-ni-kur-ra	gas-šu-dus (?)	*1			*1	1	1	1	1	1	1	1
gab-ra-ni	sag-apin	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Ur- ^a En-ki	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Sag-gá-tuk-ra	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

4c17(内容整理)

? ^a Nanše-mu-tud	"	1																		
En-ni	"	1																		
U-r. ^a Nin-šar	lú-zi-ga																			
A-ba-sá	dub-šar	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Amar-kiša	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Ú-ú	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
En-bi[-šägr-ga]	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
? ₂	nar	1																		
U-r-dam	lú šur-gíd																			
Gh-ú	"																			
^a Nin-gir-su-lú-mu	sukkaal	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
U-r-?	satar	1																		
Maš-dù	agrig																			
U-r-mud	"																			
Bár-zi [-šägr-gál]	"																			
U-ne-ni	"																			
En-du	lú IGI-LAGAB																			
En-na-ud-nmu	"	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	*1 ^(e)
Šeš-tur	"	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Ma-al-ga[-sir]	"																			
U-r-dus	súl-dus	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Nig-ga-kur-ra	"																			
Nam-mab	"																			
	simng	2	2	2	2	2	2	2	2	?	?	2	2	2	2	2	2	2	2	4
	nagar	2	2	2	2	3	2	2	2	?	?	3	3	3	2	3	3	3	3	4
	ašgab	2	2	?	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3(?)
	zadim	1	1	?	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
	ad-kid	2	2	?	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6
	tüg-dus	1	1	?	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4

Id-mud	edin	2	4	8	4													#8 ⁽⁹⁾	#7	#8
	edin								#代7	#代7	#代7	#代7	#代7					1	1	1
Zag-mu	sakan-kešda	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1
	sakan-kešda																			
	ašlag																			
	lú-tir	#3	3	前出	#3	#3				3	#3	3	3				3(?)	2	2	2
	má-laḡ-me																13	13	13	13
	má-laḡ-																			
Amar-ezen	má-laḡ-																			
Ka-ma-ni-zi	lú gis šimig	#1	*1	#代12	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
U-ú	sangu é-ǵal																			
	以上 giš-kin-ti-me																			
	ú-ne-é-mu-me																			
En-kuḡ	REC. 344	*1	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					2	1	1
Iḡi-zi	šú-i																			
	šú-i	?																		
Lugal-gin-zi	lú-a-ne	1	1	1	1	1	1	1	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Lugal-mu-da-kuš	sipa-anše (-bir-ka)																			
Zag-mu	"	1	1	1	1	1	1	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Lú-gíd	"																			
	gab-ra	4																		
Nigin-mud	sipa-ama-gan-ša-me	6	6	5	5	5	5	?	?	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	sipa-udu-sig-ka	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
En-du	"	*1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	gab-ra-ni																			
Lugal-da-nu-me-a	gab-ra-ni	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	gab-ra-ni																			
REC. supp. 339 bis.	gab-ra-udu-sig-ka	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	gab-ra-udu-nig-ku-a	*1	1	1	1	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

	šū-ta-a-ting-ga														
Ū-dug-si-sá	〃	ㇿ 8	ㇿ 8	ㇿ 5	ㇿ 8	ㇿ11	ㇿ11	ㇿ11	ㇿ11		ㇿ 5	ㇿ 4	ㇿ 5		
Ū-ni-ga-sir	〃	ㇿ 8	ㇿ 8	ㇿ 5	ㇿ 8										
Lugal-gis-bur	〃			ㇿ 5											
Ū-du	〃				ㇿ 8										
Ū-ta-b-sag	〃					ㇿ10	ㇿ10	ㇿ10	ㇿ10	ㇿ10					
Amar-ta-a-ki	〃			1		1	1	1	1	1					
Gir-su-ki-dug	〃					1	1	1	1	1					
P-sig-gi-ne	〃										ㇿ 6				
Lugal-an-da	〃	1	1								1				
Ū-šul	?	1													
総計	?	162	261	196	268	271	271	271	267	234	244	?	226		

この表を作成するために使用したタフレットは、(1)RTC. II. 54, (2), (3)は HST. I. 6 及び7, (4)は TSA. 20, (5)~(9)及び (10)は HST. I. 8~13, (11)は DP. 121 である。

L. はルーガルの略、VI-2 は治世六年の2回目の še-ba の意味である。U. はウルカギナの略、en. はエンソの略、lu. はルーガルの略である。従つて U. en. I-2 はウルカギナがエンソと称した治世の1年目の第2回目の še-ba である。なお代は代表受取人の略である。従つて例えば代13は、自分を含めて13人の代表受取人であることを示す。

(→) *印は人名乃至職名に多少の問題があるもの。
(→) gab-ra-ni は「彼の助手」の意味である。この場合は Inim-ma-ni-zi の名前が出ずに、gab-ra Inim-ma-ni-zi だけが出ているので、ここへ入れた。

(⇒) RTC. II. 54, HST. I. 6 では nu-šar 達の中に一人の du-a-tar が含まれている。

(⇒) Ūr-^aEn-ki 以下の7人の職名は書かれていない。ただ彼等はいつも gal-uku (司令官) Ūr-Sag の直前に出てくるから、軍事組織の指揮官のごとき者ではなからうかと考えられる。cf. DP. 133.

(⇒) TSA. 20 に限つて、ašlag (漂白人?) が giš-kin-ti-me (職人達) のなかに入れている。

(⇒) 職名はなく且つ ū-ne-la-ni とある。

(⇒) *印は、giš-kin-ti として一括されずに、別箇に記載されたものを示す。

(⇒) 職名なく、ita-da-dib とある。これは「本月(割当地保有者)になつた」の意味であるうか。dib は lú kur-s-dab-s-ba の dab と同じ字である。

	TSA. 7	STH. I. 38	STH. I. 40	計	%
表者	21	31	38	90	94.5%
表とす者有	19	13	17	49	
表者	1	2	5	8	5.5%
計	41	46	60	147	

第三表 割当地保有者

ら、これを *se-ba* 表によつて作成した人名表と対照するところが出来る。いま最も大規模な検地記録三つの割当地保有者について調べてみると第三表のようになる。

se-ba 表に職名だけしか記録されていないために、検地記録上の同一職名のも同一人物であると断定できない者が相当数あるが、これ等の者は手工業者、種々の牧人など *ku-kuri-dab-ba* のなかでも比較的下級の者が多く、そうした職業に従事する者が実際に *ku-kuri-dab-ba* 即ち

「割当地にたてられた人」であつたことを示すものとして、注目されねばならない。そればかりでなく、*se-ba* 表の包括的な性格から考えて、これら同一人と断定し難い者の大部分が *se-ba* 表に出ていない者であらうことは十分ありうることである。一方割当地保有者の

うち、第一種の *se-ba* 表に出てこない八名の内訳は、王妃の兄弟二、傍系神殿の最高司祭と考えられる身分の高い者一、商人一、料理人一、金属細工師一、女奴隷として第三種の *se-ba* を受けている者二である。ここで料理人は *se-ba ku-kuri-dab-ba-ne* に出てくる職名でありながら、そこに見つかからない名前のものであるが、*se-ba* 表が全部揃っていない以上、この一人の例外は特に考慮を要しなと思ふ。残り七人のうち金属細工師の身分は不明であるが、あとの六人は多くの神殿文書に屢々出て来る人物であつて、始めの三人は一般の土地保有者よりも身分の高い者、後の二人の女奴隷は、身分的にはより低い者といえるであらう。このように一般の割当地保有者とは異つた社会的グループ中にも、割当地保有者があることは、それらが例外的存在であることが間違いないにしても、十分な考慮を要する問題である。というのは *ku-kuri-dab-ba-ne* という呼称が、必ずしも割当地 *ku-kuri* を保有する者全部を総称する呼び名ではなかつた、と考えねばならないからである。特権的身分の者や女奴隷出身の者は、割当地保有者であつても、*ku-kuri-dab-ba* に数えられなかつた事實は注目し値する。即ち一般の割当地保有者は、何か共通の義務を神殿に対して負うており、それに対する保証として、割当地が給付されたのではないかと考えられる。そしてまた彼等の身分に付属する或る種の義務の履行に対しては、特別に大妻の給付が

行なわれたのであろう。

何れにしても神殿領の割当地保有者については、次のように結論することが出来る。即ち検地記録には se-ba 表のような包括的な記録がないから、se-ba 表に lu kuru-dab-ba と一括された者が、全部割当地保有者であることを、エクゾースティヴに裏証することはできないが、最高の lu kuru-dab-ba と考えられるムーバンドから、最も地位の低い手工業職人に至るまで、lu kuru-dab-ba の職名の殆ど全部が検地記録に見られる以上、第一種 se-ba 表にかく一括された者は、すべて実際に割当地保有者であると判断しなければならぬ。他方割当地保有者の中には第一種 se-ba 表に出でない者も少数ながら存在することは否定できないが、それらはいくまで例外的存在であつて、一般に神殿領の割当地保有者層を問題にする場合には、第一種 se-ba 表に言う lu kuru-dab-baこそ、求めらるべき社会層であると断定することが出来る。従つて彼等をシムメール都市国家における、本来的土地保有者層と呼んでもよいであらう。

それでは彼等割当地保有者即ち se-ba 表の所謂 lu kuru-dab-ba は、共同組織としての神殿の経営にどのように参加したのであろうか。また他の神殿所属民の間に伍してどのような地位を占めていたであらうか。次に節を改めて神殿所属の他の社会層との関連にお

いて、彼等の役割について触れたいと思う。

三 割当地保有者 lu kuru-dab-ba の社会的地位について

前節において明らかにしたように、第二種及び第三種 se-ba 表において、se-ba を受取つている者のなかには、割当地 kuru の保有者が極く稀にしか見られないということは、彼等が lu kuru-dab-ba とは別の社会層に属していたことを示していると考えられる。そこでこれ等の人々との関連において、lu kuru-dab-ba の際立つた社会的地位を明らかにしたい。

所謂自由人のなかに、最高の神殿管理人 nu-banda を始め、各種神殿倉庫の管理役人、専門的軍事植民 sip-lingai と nru-us の指揮者達などが含まれていることは、既に早くから指摘されていた。彼等が神殿組織における指導的人物であつたことも、先学の指摘する通りである。しかしながらこのような指導的な役人や軍事指揮者ばかりでなく、//庭師// nu-sai、//家畜飼育農民// sa-se-pin、//醸造人// lu happir、//豚飼// sipa-gah などの職名を冠せられた人々もまた、神殿経営に指導的な役割を演じていた。これ等の人々は、一見してそう思われるような、下級の労働者ではなかつたのである。そのことを二、三の例について、第二種及び第三種 se-ba 表の記載と、前節で整理した人名表とを対照することによつて立証したい

と思う。

第二種の *še-ba* は、下級労働者イギヌドゥ、運搬人イルの二つの職種と、宮殿のタブレットの中に「及び」個々のタブレットにおいての二つのグループの、合計四項目に分けて記載してある。イギヌドゥには果樹園などで働く者 *igi-nu-duš-gi-š-me* と、職人の下で働く者 *igi-nu-duš-gi-ku-š-me* の二種がある。後者は常に少数であるが、その大麦給付量は三種の大麦給付記録を通じて最高である。なお果樹園イギヌドゥとして一括されている者の中には、*du-ku-š-me* なる職名の者が含まれていることがある。これは字からすれば水運びのことき者であろうか。*igi-nu-duš* の語義についてはなお疑問が残っている。字義通りには盲人(目盲・否定詞 *en*・開く *nu*) であるが、同じ職種の者が *igi-nu-sar* と書かれるところから類推すれば、この場合の *me* は否定詞ではなく、最高の神殿管理人 *nu-panda* や、後出の「庭師」 *nu-sar* などの言葉における *nu* と同じく人を表わす語として用いられているとも考えられるからである。

それはともかく、イギヌドゥらに対する大麦給付は、第四表に一例を示すように、何人かに対する *še-ba* の量が一括して記載してある。注目すべきは一括給付量の後に出てくる人名である。これ等の人々はタブレットの記載の順序形式からすれば、イギヌドゥらに対

第四表 STH. I. 15 より。(še-ba igi-nu-duš il šà-dub-aš-aš の一部)

(一人当りの) še-ba		総計		(代表受取人)	
8 igi-nu-duš	48 sila	3 gur-sag-gal	48 sila	An-a-mu	
1 du-a-tar	48 "				
9 igi-nu-duš	48 "	3 g. s. g.	36 "	E-turš	
1 du-a-tar	48 "				
9 igi-nu-duš	48 "	3 g. s. g.	36 "	E-ta-e ₁₁	
1 du-a-tar	36 "				
5 igi-nu-duš	48 "	2 g. s. g.	36 "	Ur-ki	
1 du-a-tar	48 "				
1 bu-a-tar	36 "				
5 igi-nu-duš	48 "	1 g. s. g.	132 "	En-kisal-si	
1 du-a-tar	36 "				
igi-nu-duš-gi-š-me		6 g. s. g.		Ur-šul	ašlag
9 igi-nu-duš	96 "				
6 nita(=男)	36 "	2 g. s. g.	108 "	En-kug	
6 mi(=女)	36 "				
3 nita	48 "	3 g. s. g.	108 "	Lugal-sipa	
5 nita	36 "				
6 mi	36 "				
3 nita	36 "	2 g. s. g.		Ur- ^a Nin-muš+	muš-da-ru
5 mi	36 "				
il-me					

(附記) 点線以下の項目では一人一人の人名が出ていますが、ここでは之を全部略した。

する *še-ba* の代表受取人と考えねばならないのであるが、その職名はどの *še-ba* 表にも出てこない。特に重要なことはこれらの代表受取人がイギヌドゥやドゥアタルでないことである。それでは彼等は何者であり、どこで大

妻給付を受けているのであろうか。いまそれを明らかにする前に、代表受取人の地位を簡単に知りうる運搬人イルの場合について、先づ説明しておこう。

第四表に見られるように運搬人にも代表受取人がある。ところでこの記録はウルカガナがエンシであつた治世の一年の大妻給付表である。そこで第二表の *Er kuru-dab-s-ba* の人名表において、同じ年に *se-ba* を受取つてゐる三人の ^{アツラヤ}*ugla-ri* 即ち「運搬人の監督」の人名(四五頁参照)と、運搬人達の *se-ba* の三人の代表受取人とを対照して載きたい。両者はまさしく符合する。第二種の *se-ba* 表、運搬人への *se-ba* の代表受取人は、*Iu kuru-dab-s-ba* であつたのである。彼等が自分の *se-ba* を第二種大妻給付記録では受取つていないことが、ここで重要な意味をもつてくる。即ちこれら代表受取人は第二種の *se-ba* 表に出てはくるけれども、この種の *se-ba* 表において大妻給付を記録されている者とは別の、より上級の社会層に属することを妨げないからである。*Iu kuru-dab-s-ba* が神殿所属民の間に、どのような地位を占めていたかの一端が、ここに明瞭に看取されるであらう。

そこで果樹園労働に従事するイギヌドゥへの大妻給付の代表受取人もまた、イギヌドゥの仕事の指導・監督者であらうという推測がなされる。しかもそのような職業は *Iu kuru-dab-s-ba* の中に出て

くる庭師 *nu-sar* の他にはないのである。何故ならば多数の労働記録や果実の届出記録において、ヌーシヤルがイギヌドゥやドゥアタルの仕事の責任者として登場してくるからである。その上イギヌドゥへの *se-ba* の代表受取人の名は、ほぼ同じような組合せを以つて、確かに *nu-sar* としてそれら労働記録に出てくるのである。ところが困つたことに第一種の *se-ba* 表には、アンアムなる人物以外には *nu-sar* の名前が出て来ないために、イギヌドゥへの *se-ba* の代表受取人が *Iu kuru-dab-s-ba* の *nu-sar* であるとしうる直接の証拠はない。しかしそのアンアムは *igi-nu-dus* への *se-ba* の代表受取人として常に出てくること、また *Iu kuru-dab-s-ba* として *se-ba* を受取る *nu-sar* と、イギヌドゥへの *se-ba* の代表受取人の数がほぼ一致することなどの点を考慮すれば、イギヌドゥへの *se-ba* の代表受取人が *Iu kuru-dab-s-ba* に属する *nu-sar* であることは、まず断定して誤りがないであらう。果樹園労働に従事するイギヌドゥばかりでなく、手工業イギヌドゥについても同じであつて、その代表受取人は *Iu kuru-dab-s-ba* の *astlag* (漂白人?) である。

第三種の *se-ba* 表においても、イギヌドゥや運搬人の場合と同じように、代表受取人として、^{ウツワキツツツ}「羊毛処理所の監督」*ugla-ri-sa-ba*、^{ハヤシヤ}「醸造人」*Iu bappu*、^{シバシバ}「豚飼」*sipa-sab* などの職名を有する *Iu kuru-dab-s-ba* が数人乃至数十人の女奴隷達の *se-ba* の代表受取人として

記録されている。以上の例から、種々の職名を有する *Iu kuru-dabs-ba*、特にそれぞれの職業の *Iu kuru-dabs-ba* の筆頭者達が、ウルカギナの改革碑文にいうウグラ層^④として、神殿経済の実際上の運営・指導にあつていたことが明瞭に看取されるであらう。私のいう代表受取人が実際に配下の者の *se-ba* を受取つていたことは、次のような興味あるタブレットに実際に記録されている。即ち RTC. II. 66 は神殿直轄領 *gan nig-e-na* で収税された大麦の支出記録であるが、その中で *astag* (漂白人?) のアマルエゼンがイギヌドゥへの *se-ba* を、*nu-sar* のアンアムもイギヌドゥの *se-ba* を、また醸造人 *Iu bappir* のニヒビニが女奴隷の *se-ba* を、夫々受取つているのがみられるのである。しかも彼等は単に配下の者達の *se-ba* の代表受取人であつたばかりでなく、仕事のための材料の一括受取人であり、仕事の結果の責任者でもあつた。^⑤ 材料の一括受取人であつたことは、例えば右にあげたタブレットにおいて豚飼 *sipa-sa* のルーガルハッドエが、豚の飼料を一括して受取つていることによつて明らかである。

教人の庭師や「運搬人の監督」が一人残らず、小規模ながら下級の神殿所屬民の仕事の責任者であつたことは、*Iu kuru-dabs-ba* 一般が神殿経済のあらゆる方面において指導的な役割を演じていたことを端的に示している。しかしながら他方には専門的軍事植民

(*sub-ugal* や *uku-us*) や、水夫や漁夫のように、ウグラの支配下に所屬するのみの者も *Iu kuru-dabs-ba* の中に含まれていたことも忘れてはならない。彼等に対するウグラの立場が、下級の神殿所屬民に対する場合とほとんど変らない程強いものであつたことは、ウルカギナの改革碑文中の有名な一節、「*sub-ugal* によい驢馬が生まれ、その(即ち *sub-ugal* の)ウグラが買いたいと言ひ、売るときには、私の心が満足する銀を私に払つて下さい」と言うことができる。売らないときは、ウグラは怒つて彼(即ち *sub-ugal*)を打つてはならない^⑥」という部分から逆推することが出来る。しかしながら此のような戦士達にも、売るべき驢馬や家^⑦があり、侵入される畠があつたこともまた想起されねばならない。彼等はその軍事義務及び度々の労役奉仕の代償として、割当地 *gan kuru-na* を与えられ、*Iu kuru-dabs-ba* の一員に数えられていたのである。このように *Iu kuru-dabs-ba* は夫々の職業の専門的技術によつて、神殿組織の本来的成員としての地位を維持していたのであるが、その仕事の神殿に対する意義の軽重に従つて、自ら地位にも相当な開きがあり、第二節に指摘したように割当地の保有量も、決して平等ではなかつた。従つて専門的戦士以外の者にも軍事義務はあつたらしいが、高位の管理人等はそれを免除されていたという可能性があり、^⑧ *Iu kuru-dabs-ba* の統一的な義務としては、運河開鑿や芦刈り、及

び直轄地の耕作などが教えられるに過ぎない。しかもなお地位の高低にかかわらず、彼等はすべて土地保有者であつた。彼等が当時に於いても一つの社会層として優越した地位にあつたことは、バウ神殿の祭神バウ女神の祭の月に際して、彼等だけにエンマ妻の給付が行なわれたことによつても推察されることである。^⑧

ところで一方、神殿経済の運営にあつて *Iu kur-dab-ba* の監督のもとに働く者達の身分はどうであつたか。最後にこの問題に簡単に触れておきたい。イギヌドゥ、運搬人、*gud* (婢にあたる語) が奴隸身分であつたことはシュナイダーの指摘するとおりであるが、*ga-ba* 表に記載されている者に考察を限つても、第二種の *ga-ba* 表の後半 // 官殿のタブレットにおいて // 及び // 個々のタブレットにおいて // と一括された人々がどのような社会層に属したか、頗る問題の存するところである。前者には酒盗官 *gasu-dus*、料理人 *har-dim*、使者 *sukkar*、宝庫役人 *Iu eng-ka*、書記 *dab-sar*、理髪師 *su-i* などの職名の者があり、後者には種々の職人 *ga-ka-hi*、門番 *su-lidus*、醸造人 *Iu bappir*、種々の牧人及びその // 助手 // *ga-ba*、水夫 *ma-lab*、聖歌僧 (?) *nar* などがある。これらの職名は全部割当地保有者の有する職名の中に含まれている。シュナイダーは彼等を、その職名から判断して第一種の *ga-ba* を受取る者と同一身分の者と考へたのであるか、人名を調べてみると、第一種の *so-ba*

表に出てくる者は極く少ない。彼等を神殿所屬民の中にどのよう位置づけるべきかは、現在のところ全く不明であるが、以上の事実からすれば少くとも我々の有する史料からは *Iu kur-dab-ba* ではないと考へるべきである。

換言すれば職名のみによつて身分を判断することは誤りなのである。このことは *Iu kur-dab-ba* と同じ職名において奴隸として購入されている者があることが神殿文書に明記されている以上、特に留意されねばならない。即ちダイメルが指摘するように、*DR. 305* には七人の漁夫が // 奴隸 // *ga-gud* と註されていること、及び *NIL. 283* に一人の奴隸が // 羊毛用の羊飼 // *sipa-udu-sa-ka* として購入されたことが記録されているからである。^⑨

しかも託管地保有者の中に、明らかに奴隸身分と目される者があり屢々見られることや、羊毛の給付記録などにおいては職種ごとに *Iu kur-dab-ba*、第二種 *ga-ba* 表における身分不明の者、奴隸が全部記載され、その間に何の区別もしていないこと、^⑩ などを考慮すれば、所謂奴隸が神殿所屬民として十分な考慮を払われていたことは想像に難くない。これらのことから考へれば、フランクフォートのように奴隸を抜きにして神殿組織の構造を考へることは全くの誤りといわねばならないであろう。

結 語

以上頗る煩瑣な手続きによつて、神殿組織内部の社会層を、神殿領の割当地保有者層を中心として分析してきた。さて以上の記述によつて、古代西アジア經濟の全發展を通じて存続し、その發展の型を規定する上に重大な影響を及ぼしたと考えられる神殿組織の、歴史上最古の型態の一典型たる、ラガシム都市国家内のパウ神殿の社会組織について、明かにされたのは次の諸点である。

第一に、神殿所屬民は一般にいわれているように種々の専門的職業によつて社会的分業を行なつていたばかりでなく、神殿組織との関連の仕方に従つて幾つかの社会層に分れていたこと。またそのなかで最も主要な社会層である神殿領の割当地保有者層の大部分は、大麦給付記録などに *Iu kur-sad-sa-ne* 即ち「グルに立てられた人々」と一括された人々である。

第二に、彼等 *Iu kur-sad-sa-ba* は、生産及び消費の両面における共同組織としての神殿組織において、指導的乃至中堅的な役割を演じていたばかりでなく、神殿の直轄地の耕作や時に全都市的規模で立案される運河開鑿などの賦役に出ており、また彼等の一部は都市防衛の主力をなしていたこと。従つて彼等土地保有者層を統一的に把握しうる義務としては賦役だけしかなく、夫々の専門的職能に対

して割当地が与えられたと考えられる。軍事義務が本来この社会層全体に個々のものであつたことは想像に難くないが、我々が取扱う時代には免除される者も多かつたと考えられる。

第三に、神殿の下級労働力として重要な役割を演じていた男女奴隷は、神殿によつて所有されながら、自ら神殿領の託管地の受託者となつたり、割当地保有者とともに種々の現物給付を受けたりしており、神殿所屬民としての取扱ひを受けていたこと。一方自由民でありながら割当地保有者でない者が、これ等の奴隷と同じように、毎月一定の現物給付を以つて神殿に雇傭されたことも考えられること。

これらの諸点から、神殿領の割当地保有者こそはシムメル都市神殿の唯一の土地保有者層であり、また本来的成員であつたということが出来る。換言すれば割当地の保有こそは、神殿の本来的成員を神殿組織の中核的社会層として維持し、再生産するための必須の經濟制度であつたのである。都市国家時代の最後の時期にあつても、最高の神殿管理役人と籠細工師が同一の社会層に属していたことは、このような社会・經濟制度の特色を遺憾なく示している。しかしながらこの時期に既に、割当地保有量の極端な不平等や監督乃至責任者 *supra* の横暴などに窺われるように、この階層の内部において、管理役人や各種職業の首位者など、神殿組織の中核に参与する者と、

一般の軍人、農夫、職人、牧人らとが、別々の社会層として分離せんとする傾向があつたことも否定出来ない。ただ何れにせよすべての種類の仕事に従う者が、広範なる一個の社会層として維持されてゐたところから、都市国家時代の神殿組織が原始的共同体制度と密接に連関するといわれる所があることは、依然として真実であるといふべきであらう。

- ① Anna Schneider, Die sumerische Tempelstadt. (Plenge staatswissenschaftlich Beiträge. Heft. IV.) Essen. 1920.
- ② P. Anton Deimel, sumerische Tempelwirtschaft zur Zeit Urkagina und seiner Vorgänger, Roma, 1931.
- ③ A. Schneider, op. cit., S. 18.
- ④⑤ V. G. Childe, New Light on the Most Ancient East, 1952 rewritten. Chapters VI, VII 参照。
- ⑥ Thorild Jacobsen, "Primitive Democracy in Ancient Mesopotamia," JNES, 1943, pp. 159~72. なお彼は最近再び此の種の問題について論じてゐる。ibid., "Early Political Development in Mesopotamia." (Zeitschrift für Assyriologie, N. F. XVIII, Berlin, August 1957.)
- ⑦ Thorild Jacobsen, The Sumerian King List, Chicago, 1939. 参照。
- ⑧ H. Frankfort, The Birth of Civilization in the Near East, 1951. Mesopotamia の章参照。
- ⑨ 例をば或は検地記録の末尾に *gan Sags-ga-tur gan 'd-Ba-*

tu シバウ神の耕地「シヤグタウル田」とある (STH. I. 40)。
 ⑩ 例をば或は大妻給付記録の末尾には *gemé dunu ú-rum 'd-Ba-ú-kan* 神所有の女奴隸とその子供達」とある (TSA. 12)。
 ⑪ RTC. II. 66 及び71にはルーガルナンダ時代の直轄地のある耕地の名前が出てゐるが、その多くはウルカギナ時代のバウ神殿領である。

- ⑫ Reallexikon der Assyriologie & Ackerwirtschaft in sumerische Zeit の項参照。
- ⑬ 「史学雑誌」五三卷九号所載。
- ⑭ Ur Excavations, Texts I, Royal Inscriptions, London, 1928, by C. J. Gadd and L. Legrayn, Plate 1.
- ⑮ 例をば RTC. II. 71 *sa-ne-kan-nim-ta* 時代 DP. 584 *sa-ha-ne-kan-ta* である。後者がウルカギナ時代の寺々社の耕地人 (*lu šu-gíd*) の名が他の *lu kur-e-dab-ba* と同じに出してゐる。彼は *lu kur-e-dab-ba* になるのは、第二表の人名表に *lu sa-ne-kan-nim-ta* の治世半年以後の *lu sa-ne-kan-nim-ta* であるからである。
- ⑯ RTC. II. 71. ⑰ RTC. II. 66.
- ⑱ STH. I. 40.
- ⑲ Fö. 72. (A. Schneider, op. cit., S. 112)
- ⑳ STH. I. 40. ㉑ Schneider, op. cit., S. 21.
- ㉒ ibid., S. 23. ㉓ ibid., S. 35.
- ㉔ ibid., S. 35.
- ㉕ H. Frankfort, op. cit., p. 61.

②⑥ シュナイダーの分析もこれによるものであるし、ダイメルもこの記録を重視してゐる。Deimel, op. cit., SS. 107~111.

②⑦ DP. 171 の羊毛給付記録には七三八名の、ウ神殿所屬民が含まれてゐるが、これは *se-ba* 表の総計と大体同じ程度の数である。DP. 171 が *se-ba* 表に記録されている者をほぼ全部含むことについては例えは第二表の人名が殆ど全部出てくることから推察されるところである。

②⑧ 検地人 (*iu-su-g'id*) の例を見よ。検地人はうゝも一人しか出てゐない。HST. I. 12 によらば *Gu-u* が *Ur-dam* に代つて出てゐるが、その際 *Gu-u iu-su-g'id* 'damu Ur-dam' ウンダムの子、と註されてゐる。

②⑨ DP. 564, RTC. II. 61. 参照。

③⑩ 中原教授の御指摘による。

③⑪ 例えは DP. 107, 108, また DP. 339 のイギヌドウの分配記録を参照。

③⑫ STH. I. 15 はナルカキナのヘンシ治世一年の記録である。

この中には五人の代表受取人がいるが、同じ年の唯一の第一種の *se-ba* による STH. I. 6 の *nu-sar* 連の数も一人の *du-a-tar*

を除けば同じ五人となる。

③⑬ *Urakagina* の Cone Inscription, IV, 6 及び XI, 23 参照。

③⑭ 仕事の結果の責任者であつたことは、例えは TSA. 41 になつて *nu-sar* の *An-a-nu* が数人の *nu-sar* の仕事の責任者として現れてゐるが、これらの *nu-sar* もまたその配下のイギヌドウらの仕事の責任者であつたに違ひない。

③⑮ ウンカキナの Cone Inscription, XI, 20~31.

③⑯ *ibid.*, XI, 32~XII 10. ③⑰ *ibid.*, XI, 17~19.

③⑱ DP. 135, 136 は軍事組織の記録であるが、兵士は殆ど全部 *sub-lugal, nku-us*, 及び海の漁夫、真水の漁夫、牧者などである。

③⑲ HST. I. 5, NIK. 13. など。しかしながら他に極く小規模な給付記録もあることは、その記録に記載される人々が一般の神殿所屬民とは別のグループに属すると懸像されるだけに、留意されねばならぬ。Cf. DP. 124, 125.

③⑳ Deimel, op. cit., S. 112.

㉑ 例えは TSA. 7. Reverse を参す。

㉒ DP. 171. 参照。

tion, resulted in feudalization of “*Sō*” and purification of cities. As its process, however, has not fully been cleared for lack of its original sources, in present conditions it is difficult to clearly understand the purification of cities by the *Oda-Toyotomi* (織・豊) administration.

In this article such difficulties are to be overcome by using some new sources in studying cities in the era as an epoch of feudal cities.

Development Form of the Castle-towns' plan in the *Edo* Era—An Introduction

by

Kazuhiko Yamori

It is true that studies on the castle-town have been said to be in the stage beyond “morphology”, but its systematic research seems to remain unaccomplished; for instance, to trace back the lineage of the castle-towns' plans is at the very beginning.

In this article, we will set five styles in the castle-towns' plans in the *Edo* era to consider the series of their development. To make our point of argument simple, in the first chapter is “hypothesis” as an outline for the time being; in the second chapter it will be exemplified.

On the Social Organization of the Temple in the City-state of *Lagash* in Sumer

—around the problem of the allotment-holders—

by

Shigeru Yamamoto

Economy of the Sumerian temples has a large extent of influence upon the economic growth of ancient western Asia. Manysided details of the temple economy is to be found only in those records of the Bau temple, through the analysis of which we are going to approach to societies in the western Asia, owing to the fundamental monographs by A. Schneider and P. Anton Deimel.